第十条の見出し中「証券専門会社等」を「専門子会社」に改め、同条第八項中「第四項及び第五項」を「第五項及び第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項第一号中「及び第二号又は第四条の四第一項第六号及び第七号」を「若しくは第二号又は第四条の四第一項第一号の二、第六号若しくは第七号」に、「第四条の四第一項第一号及び第四号」を「第四条の四第一項第一号、第四号及び第四号の二」に改め、同項第三号中「、第四号及び第五号」を「及び第四号から第五号まで」に改め、同項第四号中「から第四号まで」を「及び第二号から第四号の二まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項第五号中「、法第四条の四第二項第七号に規定する」を削り、「第四条第五項第二十五号」を「同項第三十五号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項第三号中「、法第四条の四第二項第七号に規定する」を削り、「第四条第五項第三十五号」を「同項第三十五号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四条の四第一項第一号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一　第四条第四項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として信用協同組合連合会、その子会社又は同条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二　第四条第五項各号に掲げる業務。ただし、同項第十九号から第二十三号までに掲げる業務については証券子会社等（法第四条の四第二項第六号に規定する証券子会社等をいう。）を有する場合に限り、第四条第五項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等（法第四条の四第二項第七号に規定する保険子会社等をいう。次項第三号及び第三項第五号において同じ。）を有する場合に限り、第四条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

（保険業法施行規則の一部改正）

第五条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項中「第五十六条第八項」を「第五十六条第十項」に、「第二百十条の七第九項」を「第二百十条の七第十項」に改める。

第五十一条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項（定義）に規定する資金移動業者をいう。第五十六条の二第二項第三十四号の二の二において同じ。）が営む資金移動業（同法第二条第二項に規定する資金移動業をいう。同号において同じ。）の代理又は当該資金移動業に係る事務の代行

第五十一条第四号中「前号」を「第三号」に改める。

第五十六条の見出し中「証券専門会社等」を「専門子会社」に改め、同条第九項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第三項各号」を「第四項第一号の二から第四号まで」に、「営む業務」を「行う業務」に改め、同項第一号中「銀行業」を「保険業」に改め、同項第三号中「第百六条第一項第一号から第六号まで」を「第百六条第一項第一号から第四号まで、第五号、第六号」に改め、同項第四号中「第百六条第一項第十二号及び」を「第百六条第一項第四号の二、第十二号又は」に改め、同項第五号中「次条第七項」を「次条第六項」に改め、同項第六号中「次条第八項」を「次条第七項」に改め、同項第七号中「次条第九項」を「次条第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項第五号中「、法第百六条第二項第六号に規定する」を削り、「次条第二項第四十一号」を「同項第四十一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項第四十一号」を「同項第四十一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第百六条第一項第四号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一　次条第一項各号に掲げる業務であって、金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第四項第一号の二から第四号までに掲げる者の行う業務のために営むもの

二　次条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務については銀行子会社等（法第百六条第二項第六号に規定する銀行子会社等をいう。次項第三号及び第三項第五号において同じ。）を有する場合に限り、次条第二項第三十六号から第四十号までに掲げる業務については証券子会社等（法第百六条第二項第七号に規定する証券子会社等をいう。）を有する場合に限り、次条第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務については信託子会社等（法第百六条第二項第八号に規定する信託子会社等をいう。以下同じ。）を有する場合に限る。

第五十六条の二第二項第十三号中「から第三十四号の三まで」を「、第三十四号の二及び第三十四号の三」に改め、同項第二十二号及び第二十二号の二を次のように改める。

二十二　資金決済に関する法律第三条第四項（定義）に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの前払式支払手段を販売する業務

二十二の二　削除

第五十六条の二第二項第三十四号の二中「第四十一号に該当するものを除く。）又は」を「同号に該当するものを除く。）又は」に、「業務（第四十一号」を「業務（同号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三十四の二の二　資金移動業者が営む資金移動業の代理又は媒介

第五十六条の二第三項第一号中「第二項第三十四号の三」を「前項第三十四号の三」に改め、同項第三号中「第二項第四十七号」を「前項第四十七号」に改め、同条第九項第一号中「第二項第一号から第三十四号の二まで」を「第二項第一号から第三十四号の二の二まで」に改める。

第五十八条の二第一項第九号中「次条第十号」を「次条」に改める。

第八十五条第一項第七号中「第五十八条第一項各号」を「第五十八条の二第一項各号」に改める。

第二百十条の七第二項第六号中「第十号」を「第九号」に改め、同条第四項中「第五十六条第四項」を「第五十六条第五項」に改め、同条第九項第三号中「第三十四号から第四十号まで」を「第三十四号の三から第四十号まで」に改め、同項第四号中「第二百七十一条の二十二第一項第四号の二、第十二号又は」を「第二百七十一条の二十二第一項第十二号及び」に、「第三十四号の三から第四十五号まで」を「第三十四号から第四十五号まで」に改め、同項第七号中「第三十四号の三から第四十号まで」を「第三十四号の三から第四十号まで」に改める。

第二百十一条の八十二第一項に次の一号を加える。

五　事業年度の末日において、当該少額短期保険持株会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該少額短期保険持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

（証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第六条　証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十八条」を「第二十九条」に改める。